

広域応援に係る参考資料

- 1 指定都市市長会における広域応援に関する検討・・・・・・・・・・ 1
- 2 全国市長会行政委員会における意見(勝山市長)・・・・・・・・・・ 5
- 3 東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援・・ 8
- 4 東日本大震災に係る緊急消防援助隊の活動・・・・・・・・・・ 11
- 5 地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する
検討会報告書の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 6 大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会
中間報告書の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項

今回の未曾有の被害をもたらした東日本大震災に際して、我々指定都市は、被災地に向けた支援を講じてきたが、今後とも一日でも早い復興に向けて全力を挙げて取り組む決意である。

この中で、今回の支援を通じて要求されているのは、「迅速性」と「適切性」である。この両者を今後の施策に反映させていくために、指定都市が連携し、支援活動や避難者の受け入れ等を行う体制の構築が求められる。

一方、支援先と支援元がペアになる対口支援は、被災地の細かいニーズや支援の組み立てなどにより総合力が発揮でき、さらに指示命令系統が簡素でより迅速な対応ができるなど、極めて有効な方法であることが判明した。

今回の経験に基づき、今後の広域・大規模災害における広域支援のあり方を下記のとおり取り決める。原則として、本取り決めにに基づき、基礎自治体の中でも最も広範な実務経験と高度な行政能力を有する指定都市が、より緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となり、被災地支援に向けて積極的に取り組むことを確認する。

記

(原則)

- 1 広域・大規模災害(以下「広域災害」という。)が発生した場合は、指定都市が持つ基礎自治体としての総合力をより有効に活用するため、被災地(被災自治体)に対し指定都市市長会として支援を行う。

- 2 指定都市は、広域災害が発生した場合、速やかに地域ブロック等による割り振り（別添参考参照）に基づき被災地（被災自治体）に先遣隊を派遣するとともに、被災地（被災自治体）の支援等を行う。
- 3 指定都市市長会は、広域災害が発生した場合は、速やかに現地支援本部及び中央連絡本部を設置する。
- 4 現地支援本部は、上記第2項により派遣された先遣隊により構成される。
- 5 中央連絡本部を東京に設置する場合は、指定都市市長会事務局に本部を置き、事務局職員及び各東京事務所の職員により構成される。
- 6 現地支援本部は、対口支援等の調整及び被災地（被災自治体）の需要等の把握に努め、各指定都市及び関係機関との調整事項などについて中央連絡本部と連携を図る。
- 7 中央連絡本部は、国及び都道府県、全国知事会、全国市長会等の関係機関、現地支援本部並びに、各指定都市との連絡調整、情報提供及び情報収集等の統括的事務を行う。
- 8 現地支援本部及び中央連絡本部は、被災地（被災自治体）及び被災者への継続的な支援を行うため、下記応急・復旧期から復興期にわたり、継続的な活動を行う。
- 9 各指定都市から被災地への職員支援の期間は、被災地（被災自治体）の需要を踏まえ現地支援本部と相談の上、各都市で判断し、中央連絡本部その他の関係機関との調整を行う。

(支援方法)

対口支援を基本とする。各指定都市は、本会の代表として、担当の被災地支援を行う。なお、災害の規模・態様によっては柔軟に対応する。

また、各指定都市は、国等からの支援要請についても、積極的に対応し、支援活動を行う。

(区分)

支援の方針については、概括的な目安として、 応急・復旧期 復旧・復興期 復興期の3つに区分する。

応急・復旧期

迅速な初動対応が求められる。このため、先遣隊を迅速に派遣するとともに、現地支援本部及び中央連絡本部の設置などを行う。

復旧・復興期

増大する要望への適切な対応が求められる。このため、国及び都道府県、全国知事会、全国市長会等の関係機関と協議し、他の市町村との連携を図り、支援グループを形成する。

復興期

多様化・長期化に対応できる体制づくりが求められる。このため、支援都市の負担を考慮し、国及び都道府県、全国知事会、全国市長会等の関係機関と協議し、支援体制について調整を図る。具体的には、遠隔地から近隣地の支援グループへの引継ぎの実施などを検討する。

(その他)

この確認事項を実施するための手続きその他必要な事項は、別に「行動計画」(仮称)に定める。

〔別添参考 指揮支援部隊長都市等の出動基準例〕

基本的なパターン

災害発生都道府県	支援部隊長都市	支援隊都市
北海道	札幌	仙台、東京、横浜、千葉、新潟
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	仙台	札幌、東京、横浜、川崎、相模原、新潟
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	東京	横浜、川崎、相模原、千葉、さいたま、名古屋、大阪、静岡、浜松
岐阜、愛知、三重	名古屋	京都、大阪、神戸、東京、静岡、浜松
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	京都	大阪、神戸、名古屋、東京、堺
大阪、兵庫、和歌山	大阪	神戸、京都、名古屋、東京、堺
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	広島	北九州、福岡、大阪、神戸、東京、岡山
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡	北九州、広島、大阪、神戸、東京、岡山

注1：基本的パターンは、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を基に作成している。指定都市市長会の出動基準については、今後、「行動計画」(仮称)を策定する際、指定都市間で協議し定める。(についても同様)

広範な都府県に被害が及ぶなどの場合(東南海・南海地震アクションプランの例)

災害発生都道府県	支援部隊長都市
静岡	千葉
愛知	東京
三重	さいたま
和歌山	横浜
徳島	北九州
高知	福岡

この他、「首都直下地震」、「東海地震」のアクションプランがある。

(附 則)

この確認事項は、平成23年10月31日から施行する。

全国市長会行政委員会

日時 平成24年1月25日（水）午前10時から

会場 都市センターホテル「コスモスホールⅡ」

○災害対策法制・災害対応に関する質疑応答等の概要

【長谷川審議官ご講演後の質疑】

（勝山市長）福井県の勝山市長、山岸と申します。今回の地震、大災害に際しましては、私は、非常に機能したのは、自衛隊と共に緊急消防援助隊であると思います。これは、阪神・淡路大震災の反省を踏まえて組織された、といったところでありますけれども、それが本当に迅速に機能したと。

私どもの経験を申しますと、その日の夜のうちに福井県の方から、これは県単位で対応する、編成されますから、行く先も分からず消防車2台が出発した訳ですね。それで、その日の夜のうちに新潟県に着いて、その新潟県で行く先というのが指令をされたと。で、結果的に陸前高田市であったということでありますけれども、それが、第1次隊が翌日、着きまして、災害の支援活動に従事しました。そのときにですね、私どもに入ってきました連絡によると、今ほど審議官が言われたように最初の3日間というのは、もう何が欲しいのか、どうなっているのか、まったく分からない状態なんですね。しかし、入った人間が、1番よく分かっている訳です。それで、いろんな情報が来まして、水がない、それから食べるものがない。私たちは、そのような状況の中で、国の、または県からの指令を待っておったんですけれども、何らそういうことはなかったといったことで、次の第2次隊はですね、確か、14日に第2次緊急消防援助隊が出たわけですが、第1次はその翌日に帰ってきました。で、私は一計を思いつきまして、その緊急消防援助隊に付いて行けばですね、災害地の奥地深くまで入れるということで、トラック2台で、そういう情報が入った欲しいものを全部、満載いたしまして、水とか缶とかですね、それで出したわけです。これは非常に喜ばれました。また、効果を得ました。

そういったことで、先ほども話がありましたが、最初の3日間

をどうするかということにつきましては、緊急消防援助隊が必ず入るという前提の下に、その情報をもってですね、そして県単位でも、市単位でもよろしいと思いますけれども、第2次るときに一緒に入るという、そういう体制をですね、是非とっていただきたいと思うんです。これはもちろん、既に検討されているかもしれないけれども、私どもも経験上ですね、それは非常に有用であるというふうに感じましたので、ご報告いたします。

(長谷川審議官) ありがとうございます。今、大変いいアイデアをご披露いただいたと思います。今の市長さんのお話を伺って、ちょっと思いましたが、やはり総合的なレベルでのですね、職員の応援に関しましては、あのときは総務省が、国の緊対本部の下に、総務省が音頭をとって、知事会や市長会や、皆様のご協力を得ながらマッチングをするということをやったんですけれど、これが実際うまく機能したのかという問題はですね、あると思います。ですから、物にしても、職員にしても、結局どこに応援に行くかというのを決めなきゃいけない。その1つのアイデアとして、緊援隊が入ったところをそれぞれ応援するというのは、非常にひよっとしたらいいアイデアかもしれないので、今日、たまたま消防庁防災課長さんがお見えでございますけれども、そういったものを是非、持ち帰ってですね、ご検討いただければ、大変ありがたいというふうに思います。どこに行ったらいいかというのは、これは大問題なんですよね。ですから、例えば平時からやるのであれば、姉妹都市であるとか、相互応援協定ってのを、もっともっと密にやっていますね、そこに応援を、という形になるかもしれないと思うんですけれども、それが、有り体で言うと、ベタで埋めるのはなかなか難しいかもしれないので、そうすると発災時に実際に行った部隊と連携させるというのは、非常にいいアイデアかもしれないので、是非またちょっと考えていきたいと思います。

【閉会前の「その他の事項」としての発言】

(富山市長) せっかくの機会ですから、今日の長谷川審議官のお話を聞きながら思い出しましたけれども、1点だけ情報提供をさせていただきたいと思います。

3月の東日本大震災の前に2月の22日に、ニュージーランドの地震がございまして、私どもの市が運営しております外国語専門学校の学生がまとまって被災をいたしました。よくよくその後、検証というか、いろいろなことを考えてみますと、我が国の邦人保護制度の中で、こういう領域というのは、外務省が様々な手当はしてくれますけれども、結局のところ、発災したその国が様々な手当を、救出作業とか、その後のケアとかっていうことになります。そういうときに、DMATが出ていく訳でもありませんですし、なるほど、それもそうかな、という気がいたしますけれども、先ほどの災害対策法制の範疇に入るかどうかということは別だと思えますし、総務省の領域じゃないとは思いますが、現実的な議論として、市民が一定程度の数、外国で被災をするということになったときに、基礎自治体としてですね、まったく放っておくということは、現実的な議論としては、やっぱりできない訳で、結局、単費で、家族を送る、あるいは一緒になって職員が行って、病院の手当ですとか、あるいは、随分経ってから、結局、亡くなってしまった方の遺体をどう運ぶかということなども含めてですね、大変、苦勞をいたしました。まだ病院に入っている人達もいる訳です。

従いまして、問題としてはですね、意外にこれまでは、あまり意識していませんでしたが、こういうことが発生して、初めて認識をいたしましたけれども、在外邦人の救援・保護ということについて、我が国の制度というのは、はなはだ脆弱ではないか、というふうに感じています。外務省の対応は非常に早くですね、パスポートを持っていない家族についても、即日、県に指示をしていただきまして、パスポートを発行して、発災して翌日には、現地へ向かうことができるということになりましたが、しかし、現地へ行ってみると、領事館の職員が、いろいろとケアしてくれるだけでして、1人、2人の職員、それも大変だったと思います。外務省の領事館の職員は。

そういうことを経験をしましたので、せっかくの機会ですので、市長各位にどこかに、頭に置いておいていただければ、何かというときに参考になるのかなと思って、発言させていただきました。

東日本大震災による被災地への地方公務員の派遣状況調査

(平成23年3月11日～平成24年1月4日)

● 派遣人数

(単位:人)

	派遣先・人数									
	岩手県内		宮城県内		福島県内		その他		合計	
	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数
都道府県合計	5,625	110	13,981	211	7,618	165	951	0	28,175	486
政令指定都市合計	3,931	42	9,215	60	1,197	3	132	0	14,475	105
市区町村合計	9,607	34	20,203	102	5,833	62	814	15	36,457	213
合計	19,163	186	43,399	373	14,648	230	1,897	15	79,107	804

※1 派遣元の都道府県合計には、岩手県、宮城県及び福島県は含まれていない。

※2 派遣元の市区町村合計には、岩手県、宮城県及び福島県内の市町村は含まれていない。

※3 派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。

∞

● 調査対象職員

調査対象団体に属する一般職の地方公務員（消防及び警察は除く。）であって、調査対象団体の命令によって公務として派遣された者

● 調査内容

- ①累積人数 : 平成23年3月11日～平成24年1月4日の間に派遣された累積人数
- ②現在派遣人数 : 平成24年1月4日時点で派遣中の人数（上記①の人数の内数）

● 派遣先被災地域

岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県及び千葉県の県及び県内市町村

総務省による被災市町村への地方公務員の派遣のあっせん

地方公務員の被災自治体への派遣

○派遣状況

- ・累積人数 79, 107人（平成23年3月11日～平成24年1月4日）

○地方公務員の派遣ルート

- ①姉妹都市提携、災害時派遣協定等による地方公共団体間の自主的な職員の派遣
- ②広域的な組織による職員の派遣のあっせん
 - ・全国知事会による都道府県職員の派遣スキーム
 - ・総務省と全国市長会、全国町村会による市区町村職員の派遣スキーム 等

総務省と全国市長会、全国町村会による被災市町村への職員派遣の決定状況

- ◎総務省において、全国市長会及び全国町村会と協力し、全国の市区町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築（平成23年3月）。平成24年度についても、引き続き実施。

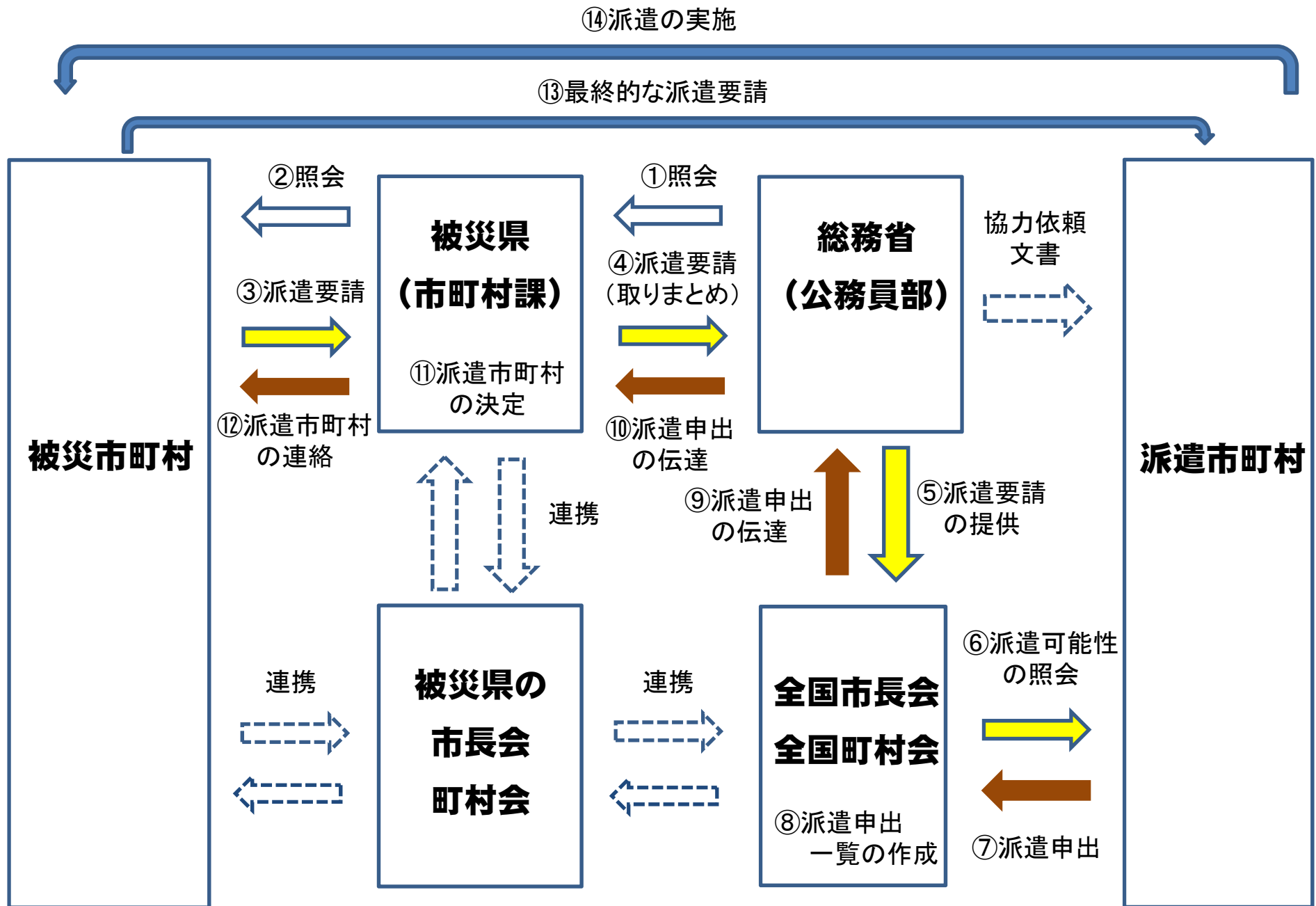
○平成23年度

県名	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合計
派遣決定人数	142	817	293	38	24	1,314
団体数	12	16	20	6	3	57

○平成24年度(3月19日現在)

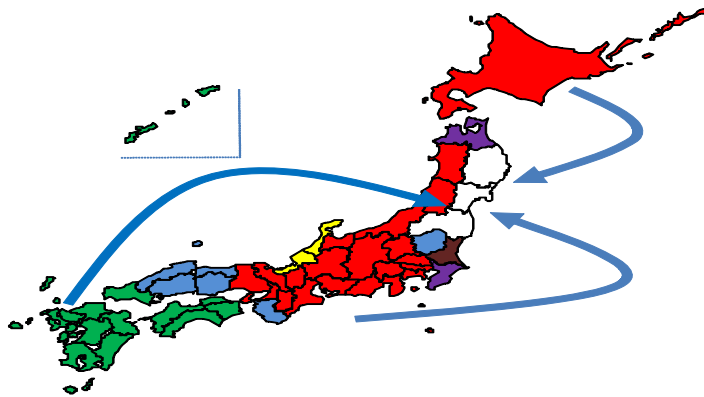
県名	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合計
派遣決定人数	46	171	73	0	1	291
団体数	9	15	17	0	1	42

市町村職員の派遣スキーム



東日本大震災の被害状況と消防の活動（主な被災県に対する他県の消防の応援状況）

- 地震発生直後から、主な被災県である岩手県、宮城県及び福島県の3県に向けては、これら被災県以外の44都道府県の緊急消防援助隊の出動を指示（指示に基づく出動は初めてのこと）
- 平成23年3月11日から活動終了の6月6日までの88日間における派遣人員総数は、約3万人となり、全消防職員（158,809人）の5～6人に1人に相当
- 航空部隊は、人命救助、空中消火及び情報収集等に、陸上部隊は消火、救助、救急活動等に従事し、現在までに把握している救助者数は5,064人（地元消防本部等と協力し救出したものを含む。）

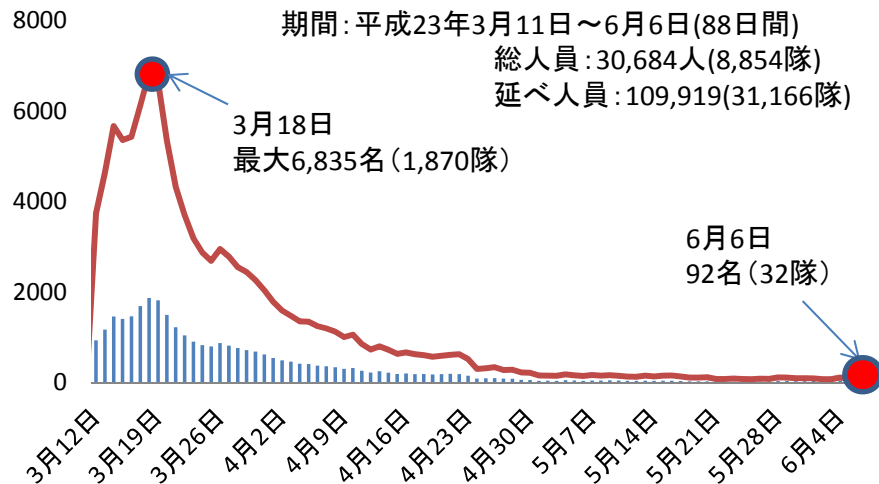


緊急消防援助隊 出動人員の推移

期間：平成23年3月11日～6月6日(88日間)

総人員：30,684人(8,854隊)

延べ人員：109,919(31,166隊)



緊急消防援助隊について

目的

- 地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保

創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。当初は、東京消防庁をはじめ、大都市の消防本部を中心に登録
- 平成15年6月消防組織法の改正により、緊急消防援助隊を法律上明確に位置付け、消防庁長官の指示による派遣が可能に

概要

- 総務大臣が、編成及び施設の整備等に基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録
- 大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動
- 平成23年4月現在、全国798消防本部のうち、783消防本部が登録

策定	平成16年	2月	6日
変更	平成18年	2月	6日
変更	平成18年	6月	22日
変更	平成20年	3月	28日
変更	平成20年	8月	27日
変更	平成21年	3月	2日

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目 次

第1章 総則

第1節 本計画の目的

第2節 緊急消防援助隊の任務

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 部隊の編成

第2節 部隊の任務及び装備等の基準

第3節 出動計画等

第3章 緊急消防援助隊の施設の整備等

第4章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

第2節 消防大学校における教育訓練等

第1章 総則

第1節 本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第2節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 部隊の編成

1 部隊の単位及び部隊の長

緊急消防援助隊の部隊の単位は、指揮支援部隊、都道府県隊（大隊）、部隊（中隊）、隊（小隊）とし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、都道府県隊長、部隊長（中隊長）、隊長（小隊長）とする。

2 指揮支援部隊

（1）指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

（2）指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部の指揮支援隊をもって編成する。

（3）指揮支援部隊長

ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

- イ 指揮支援部隊長の所属する消防本部は、別表第1のとおりとする。
- ウ 指揮支援部隊長は、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援部隊の隊長に委任することができる。
- エ 指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務にあたるものとする。
- オ エの場合において、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務につくことができないときは、長官が別に定めるところによるものとする。

3 都道府県隊

- (1) 都道府県隊は、当該都道府県の区域内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊並びに当該都道府県に設置された航空部隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成する。
- (2) 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき当該都道府県隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。
- (3) 都道府県隊長
 - ア 都道府県隊長は、都道府県隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援部隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 都道府県隊長は、(2)の代表消防機関の職員をもってこれに充てる。ただし、当該代表消防機関の部隊が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。
 - ウ 都道府県隊長は、アの任務を行うために必要な場合は、指揮隊を設置するものとする。

4 部隊の登録

- (1) 長官は、市町村長から部隊の登録の申請を受けた場合においては、本計画に適合する限り必要と認める部隊の登録を行うものとする。
- (2) 長官は、都道府県知事から航空部隊の登録の申請を受けた場合においては、本計画に適合する限り必要と認める部隊の登録を行うものとする。
- (3) 登録する部隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊の数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、平成25年度までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第3のとおり、おおむね4,500隊規模とすることを目標とする。

第2節 部隊の任務及び装備等の基準

1 部隊の任務

- (1) 指揮支援部隊及び都道府県隊指揮隊の任務は、それぞれ、第1節2(1)及び3(3)ア・ウに定めるところによる。
- (2) 消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の任務は、次に掲げるところによる。
 - ア 消火部隊 主として被災地における消火活動を行うこと。
 - イ 救助部隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
 - ウ 救急部隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
 - エ 後方支援部隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
 - オ 航空部隊 主として被災地における航空機を用いた消防活動を行うこと。
 - カ 水上部隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
 - キ 特殊災害部隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
 - ク 特殊装備部隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

2 部隊の装備等の基準

指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊
 - ア 指揮支援部隊を構成する指揮支援隊及び都道府県隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - イ 指揮支援隊及び都道府県隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を行うための設備等及び車両を備えること。
- (2) 消火部隊
 - ア 消火部隊を構成する消火隊は、隊員5人以上で編成されるものであること。
 - イ 消火隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
 - ウ 消火隊は、口径65ミリのホースを積載すること。
- (3) 救助部隊
 - ア 救助部隊を構成する救助隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3

号) 第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員(以下「救助隊員」という。)5人以上で編成されるものであること。

イ 救助隊は、ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車を備えること。

ウ 救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材を備えること。

(4) 救急部隊

ア 救急部隊を構成する救急隊は、救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員の行う応急処置等の基準(昭和53年消防庁告示第2号)第5条第2項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。

イ 救急隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。

ウ 救急隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

(5) 後方支援部隊

ア 後方支援部隊を構成する後方支援隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 後方支援隊は、被災地において、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等が72時間以上活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

(6) 航空部隊

ア 航空部隊を構成する航空隊は、機種に応じて必要とされる操縦士、整備士及び2人以上の救助隊員その他の消防活動を行うために必要な隊員で編成されるものであること。

イ 航空隊は、ヘリコプターを備えること。

ウ 航空隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、テレビ電送システム等のうちその用途に応じて必要なものを備えること。

(7) 水上部隊

ア 水上部隊を構成する水上隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。

イ 水上隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

(8) 特殊災害部隊

特殊災害部隊は、毒劇物等対応隊(毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。)、大規模危険物火災等対応隊及び密閉空間火災等対応隊から構成されるものとし、それぞれその目的に応じ別途長官が定める必要な装備等によること。

(9) 特殊装備部隊

特殊装備部隊は、水難救助隊、遠距離大量送水隊、消防活動二輪隊、震災対応特殊車両隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う消防隊から構成されるものとし、それぞれその目的に応じ別途長官が定める必要な装備等によること。

第3節 出動計画等

1 出動決定のための措置等

- (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の著しい地震災害又は毒性物質の発散等による特殊災害に対し、同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとする。
- (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条及び第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は密接な連携の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
- (3) 災害の規模等に照らし出動が予想される場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合においては、出動が予想される消防機関の長及び都道府県に設置された航空部隊の隊長は、速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。
 - ア 指揮支援部隊については、震度6弱（東京都特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「政令市等」という。）については震度5強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合
 - イ 指揮支援部隊以外の部隊については、震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合

2 基本的な出動計画

- (1) 第一次出動都道府県隊
 - ア 大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県隊を第一次出動都道府県隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県隊を別表第4のとおりとする。
 - イ アにかかわらず、航空部隊に係る第一次出動都道府県隊については、長官が別に定めるところによるものとする。
 - ウ 大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、当該災害発生都道府県に係る第一次出動都道府県隊は、速やかに応援出動の準備を行った後、長官が別に

定めるところにより、参集を開始するものとする。

(2) 出動準備都道府県隊

ア (1) の第一次出動都道府県隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県隊を出動準備都道府県隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県隊を別表第5のとおりとする。

イ アにかかわらず、航空部隊に係る出動準備都道府県隊については、長官が別に定めるところによるものとする。

3 東海地震等についての出動の考え方

東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記2(1)及び(2)の第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に定めるところにより、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

第3章 緊急消防援助隊の施設の整備等

1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の部隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な部隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。平成21年度から25年度までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第6のとおりとし、その他別表第7に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第4章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（地域ブロック合同訓練）を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、平成21年度に図上訓練、平成22年度に全国合同訓練を実施するものとする。

第2節 消防大学校における教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空部隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された部隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

別表第 1 (指揮支援隊及び指揮支援部隊長)

災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
北海道	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局、東京消防庁、横浜市安全管理局、千葉市消防局、新潟市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局、東京消防庁、横浜市安全管理局、川崎市消防局、新潟市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	東京消防庁	東京消防庁、横浜市安全管理局、川崎市消防局、千葉市消防局、さいたま市消防局、名古屋市消防局、大阪市消防局、静岡市消防防災局、浜松市消防本部
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防防災局、浜松市消防本部
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	京都市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
大阪、兵庫、和歌山	大阪市消防局	大阪市消防局、神戸市消防局、京都市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	広島市消防局	広島市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市消防局	福岡市消防局、北九州市消防局、広島市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局

別表第 2 (指揮支援部隊長代行)

災害発生都道府県	指揮支援部隊長代行の所属する消防本部
北海道	仙台市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	札幌市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	名古屋市消防局
岐阜、愛知、三重	東京消防庁
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	大阪市消防局
大阪、兵庫、和歌山	京都市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	福岡市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	広島市消防局

別表第3(登録する部隊の規模)

区分		登録規模	
指揮支援部隊		おおむね	40 隊程度
都 道 府 県 隊	指揮隊	おおむね	110 隊程度
	消火部隊	おおむね	1,700 隊程度
	救助部隊	おおむね	430 隊程度
	救急部隊	おおむね	1,000 隊程度
	後方支援部隊	おおむね	630 隊程度
	航空部隊	おおむね	70 隊程度
	水上部隊	おおむね	20 隊程度
	特殊災害部隊	おおむね	260 隊程度
	特殊装備部隊	おおむね	340 隊程度
計		おおむね	4,500 隊程度 (重複を除く。)

別表第4(第一次出動都道府県隊)

災害発生都道府県	第一次出動都道府県隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第5(出動準備都道府県隊)

災害発生都道府県	出動準備都道府県隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	島根	広島	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	徳島	香川
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	島根	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	広島	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
長崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊本	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
大分	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄
宮崎	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
鹿児島	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
沖縄	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分

別表第6（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	673 台
	救助工作車	176 台
	救急自動車	667 台
	その他の消防用自動車	249 台
	小 計	1,765 台
航空機等	ヘリコプター	15 機
	消防艇	4 艇
	小 計	19 機(艇)

備考

- この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、特殊屈折放水塔車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付き水槽車をいう。

別表第7（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム

背景

- 東日本大震災では、地震・津波等による甚大な人的・物的被害が発生。
- 地方公共団体においても、災害対応の拠点である庁舎や避難所等が被害を受け、住民の避難誘導等に当たる職員や消防団員等も犠牲に。

⇒ これまでの防災・減災のための対策や体制を見直し、再構築する必要性

緊急点検通知の発出

消防庁は、本年5月6日に「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について」通知を地方公共団体に発出し、緊急点検を要請。

中央防災会議

- 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会の設置(9月28日に報告取りまとめ)

⇒ 報告を踏まえ、防災基本計画を修正
(※ 災害対策基本法上、地域防災計画は防災基本計画に基づき策定)

検討の目的

東日本大震災における地方公共団体の災害対応等の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援

【地域防災計画の見直しに係る留意点等及び参考事例の取りまとめ】

- ◆ 検討体制： 有識者や地方公共団体の防災担当者を委員とする検討会を設置(座長：室崎益輝・関西学院大学教授)
- ◆ 検討経緯： 年4回開催(第1回 6月、第2回 7月、第3回 10月、第4回 12月)

各種調査の実施

1. 主な被災3県沿岸市町村調査(初期の災害対応等)

- 実施時期： 平成23年7月
- 調査対象： 主な被災3県の沿岸市町村(37団体)
- 調査方法： 防災担当者からの聞き取り

2. 地域防災計画の見直しに関するアンケート調査(主な被災3県除く)

- 実施時期： 平成23年8月(7月末現在)
- 調査方法： アンケート調査票による調査

【都道府県】

44団体(主な被災3県除く)
回収数：44団体(回収率：100%)

【市区町村】

622団体(主な被災3県を除く海岸線を有する団体及び津波被害が想定される団体)
回収数：588団体(回収率：94.5%)

報告書の主な内容

東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しに係る留意点等

全般的事項

- 実効性ある計画に！
- 特に災害初動期対応、住民の避難を重視して！

- 簡潔明快で、数値目標設定等定量的な記述とし、実行計画として機能するものに
- 災害の初動対応について時間経過に即して作成(マニュアル等)
- 住民避難を柱とした応急対応に留意(住民への避難等の情報伝達)
- 災害対応力を失った場合の受援について必要な事項を定める(都道府県においては市町村への迅速かつ適切な代替措置を)
- 防災組織体制等の整備方針、整備水準等の基本的考え方を明らかにすることが適当
- 緊急防災・減災事業(単独)を活用した避難対策等の一層の推進

I 被害想定等

1. 大津波等による被害の想定

【主な委員の意見】

- 想定外のことが起きないように津波の高さを精緻に予測するなどのリスクマネジメントと、それでも想定外のことが起こった場合のクライシスマネジメントの2本立てで考えるべき など

【補足説明(主なもの)】

- 44都道府県のうち、7月末時点で地域防災計画の見直しに着手している団体は、37団体(84%)、17団体では津波被害想定の見直しにも着手。沿岸等市町村でも、588団体のうち、130団体(22%)が地域防災計画の見直しに、62団体(11%)が津波被害想定の見直しに着手。
- 専門調査会報告で示された今後の津波対策の方向性(2つのレベルの津波想定)をはじめ、津波防災地域づくり法に基づく国土交通大臣が策定する基本指針、都道府県知事による津波浸水想定の設定、市町村による津波防災地域づくりを推進するための計画等との整合性、関係性にも留意が必要。

I 被害想定等

2 市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等への対応

【主な委員の意見】

- 防災対応に当たるべき基礎自治体である市町村が壊滅的な状況に陥ったが、その対応を検討すべき
- 市役所、警察署、消防署、基幹病院等の設置場所、耐震化、通信基盤等の点検、見直しを行うべき など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、22団体(59%)において、本庁舎又は支所等が全壊、半壊、浸水等の被害を受けた。また、19団体(51%)で、災害対策本部の設置場所の変更を余義なくされた。
- 市町村庁舎・消防署や避難所等の移転を含めた安全対策、非常用電源設備などの点検、整備を推進。非常用電源については、設置場所や燃料等の備蓄も含め、必要な時間を確保すべき。想定復旧期間を十分上回る期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める必要がある。
- 市町村が壊滅的被害を受けた場合を想定し、都道府県は迅速な支援、バックアップ等ができるような仕組み・体制を整備すべき。
【参考事例】災害発生時における都道府県の市町村への支援の取組
①ひょうご災害緊急支援隊(兵庫県)、②県境なき技師団(新潟県)、③緊急防災推進員制度(大阪府) など

II 避難対策等

1 津波に関する避難指示等の住民への伝達体制等

【主な委員の意見】

- 和歌山県の沿岸市町村で避難指示、避難勧告が発令されたものの、避難者数(避難所での確認人数)は少なく、今後、大きな課題 など

【補足説明(主なもの)】

- 津波に関する避難勧告等に係る発令基準の策定状況(平成22年11月1日現在)は、津波が想定される656団体のうち445団体(67.8%)が策定済、147団体(22.4%)が策定中。速やかな策定と策定済みの場合の内容の再点検が必要。
- 情報伝達時、避難時等において、災害時要援護者に配慮するとともに、避難対策の見直しが必要。
【参考事例】日頃からの避難訓練(年4回)により助かった沿岸部の介護施設の入所者・職員80名(宮城県石巻市)

2 津波に対する避難指示等の住民への伝達手段

【主な委員の意見】

- 防災行政無線等の電源確保、避難所への情報伝達手段の確保・整備 など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、避難指示等の住民への主な伝達手段は、①消防団による広報、②防災行政無線(屋外拡声器)、③防災行政無線(戸別受信機)、④広報車の順に多かった。このうち、避難指示等と併せて、津波警報(大津波)の津波の高さまで伝達した団体は約3割であり、その主な手段は防災行政無線(屋外拡声器)、防災行政無線(戸別受信機)であった。
- J-ALERTの活用とともに、防災行政無線、コミュニティFM、緊急速報メール(エリアメール等)、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保と住民への確実な伝達を推進。併せて、耐震性の向上、津波の影響を受けない場所への移設、非常用電源の確保なども重要。
【参考事例】防災行政無線による緊迫感を持った避難の呼びかけ(茨城県大洗町)、ツイッター(宮城県仙沼市)やコミュニティFM(宮城県山元町)の活用

3 沿岸部の地形や都市化の状況など地域の特性も考慮した、避難場所、避難路等の整備・確保

【主な委員の意見】

- 避難所に避難している者に対する細やかでローカルな避難や被害に関する情報提供のあり方の検討が必要
- 車を使って良い人と悪い人、使って良い地域と悪い地域などの棲み分けも必要かもしれない
- 歩行速度も含め、避難時間を考慮した避難の実動訓練の実施
- 国民保護との連携も視野に入れ、自衛隊車両等の幅などを考慮した避難路等の整備を進めることが必要 など

【補足説明(主なもの)】

- 避難場所、避難所等の点検、見直しを一層推進すべき。併せてこれら施設への情報伝達の体制・手段を整備・確保を一層充実すべき。
【参考事例】県主導による沿岸市町村の避難所、避難場所の点検及び安全レベル(3段階)の設定(和歌山県)
消防防災GISを活用した津波浸水想定区域の表示と活用(三重県伊勢市)
小学校における避難スロープ(岩手県大船渡市)や避難階段(同県岩泉町)の整備、畜光石を用いた夜間でも見易い避難誘導看板(高知市)
- 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね5分程度で避難が可能となるようまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況により、このような対応が困難な地域については、車による避難も含め、津波到達時間などを考慮して津波から避難する対策を十分に検討することが必要。
- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、津波避難計画を策定している団体は、14団体(39%)、平成22年度に津波防災訓練を実施したのは30団体(81%)。一方、沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)のうち、津波避難計画の策定は119団体(20%)、住民が参加する津波避難訓練の実施(毎年実施)は、131団体(22%)に留まっている。
【参考事例】県主導による市町村の避難場所の点検及び安全レベル(3段階)の設定(和歌山県)、住民参加による夜間の津波避難訓練の実施(徳島県阿南市)、小学生の参画による実践的な津波避難訓練(和歌山県海南市)

III 災害応急対策等

1 初期の情報収集手段

- 災害時は通常の通信手段が使用できないことを想定し、様々な情報収集手段を事前に確保・整備

【参考事例】消防団によるトランシーバーを活用した連絡(岩手県山田町)、衛星携帯電話を活用した救助要請(宮城県女川町)
町内会による迅速な安否確認の取組[世帯全員が無事な場合、玄関先に黄色い旗を掲げて避難](宮城県仙台市)

2 防災事務に従事する者の安全確保

【主な委員の意見】

- 行政職員、消防団員など、現場の第一線で働いている職員、団員が犠牲に。これら職員や団員の安全確保の検討が必要

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、14の市町村で職員が死亡又は行方不明となり、消防団員の死者・行方不明者は254人であった。
- 主な被災3県の沿岸37市町村では、職員等の安全確保について必ずしもマニュアル化されていなかった。沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)のうち、地域防災計画等において避難指示等や水門閉鎖に当たる者等の安全確保について定めている団体は46団体(8%)。
【参考事例】水門閉鎖対応時間の設定(兵庫県洲本市)

Ⅲ 災害応急対策等

3 住民の安否情報の確認

【主な委員の意見】

- 孤立集落対策が重要。無線や衛星携帯電話の整備も重要だが高齢者が使いやすいような仕組み等の構築が必要 など

【補足説明(主なもの)】

- 携帯電話、インターネットなどの手段により、災害用伝言ダイヤル、伝言板、検索機能付き避難者名簿のほか、地方公共団体においても避難者名簿のホームページ掲載などの取組が行われたが、今後の災害に向けて、安否確認や避難先の情報提供などについて、手段の多様化、情報提供内容等の充実を推進する必要がある。

4 中・長期にわたる災害対応

【主な委員の意見】

- 住民に関するデータのバックアップの検討・整備が必要
- 非常用電源は設置の有無のみならず、電源確保時間が重要 など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、庁舎被災などを含め、災害対策本部が設置された施設において、非常用電源の整備がなされていた団体は26団体(70%)であった。また、震災前に災害対応を行う施設(災害対策本部の設置場所)の代替施設を定めていた団体は14団体(38%)。なお、沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)のうち、災害対応を行う施設(庁舎)の機能喪失又は著しい低下等に備えて代替施設等を定めているのは、169団体(29%)。

【参考事例】LGWAN-ASPサービスを活用した情報のバックアップ(埼玉県皆野町)、被災者支援システム(兵庫県西宮市)

Ⅳ 災害予防等

1 物資等の備蓄・輸送等

【主な委員の意見】

- 自治体備蓄の在庫管理及び輸送手段に係るシステムの構築が重要。また、津波浸水の影響を受けない備蓄場所かどうかの点検も重要
- 津波浸水予想地域の住民に対し、高台の避難所に非常持出し品を預けるシステムの検討(例:避難所に箱を用意し、住民が持ち寄り、自治体が保管) など

【補足説明(主なもの)】

- 大震災を踏まえ、備蓄しておくべき物資の品目、数量等の検討、確保が必要。その際、男女共同参画の視点に留意すべき。
- 物資の仕分け、配送等民間の物流専門事業者の活用を事前に検討すべき。

【参考事例】県主導による市町村の備蓄品目、数量の点検、洗い出し(和歌山県)

物資の仕分け、配送における民間事業者の活用(宮城県気仙沼市)

2 都道府県の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等

【主な委員の意見】

- 施設整備などのハード整備だけでなく、訓練や協定締結などのソフト対策も含め、見直す必要がある など

【補足説明(主なもの)】

- 平成22年4月1日現在、市区町村1,750団体のうち、1,571団体(89.8%)が防災に係る相互応援協定を締結。このうち、他の都道府県の市区町村との協定締結は、820団体が行っている。

【参考事例】岩手県の被災沿岸市町村への後方支援の取組(岩手県遠野市)

関西広域連合によるカウンターパート方式による支援の取組、全国知事会・市長会・町村会の取組

- 災害時の応援の受け入れを想定し、受援計画の策定を検討すべき

【参考事例】四国4県広域応援協定に基づく広域受援計画の策定(愛媛県)

3 住民の防災意識向上のための普及啓発

【主な委員の意見】

- ハザードマップそのものが安心マップになっていた感がある。マップに示されていない危険性をどう住民に理解してもらうかが重要。ハザードマップは一つのモデルであり、全てではないことを住民に丁寧に説明する必要がある。ハザードマップを介在させた住民と行政との協働による点検・話し合いが重要

- 釜石市の小・中学校における児童・生徒の避難の成功事例があるように、防災教育が重要。自治体のトップに対する研修も重要 など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、36団体(97%)が津波ハザードマップを作成。沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)では、327団体(56%)が作成していた。

- 今回の大震災では、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識された。とりわけ、市町村においては住民とのリスクコミュニケーションを充実させることが重要。

【参考事例】小・中学生を守った防災教育の取組(岩手県釜石市)

V その他

【主な委員の意見】

- シンクタンクに地域防災計画を作成してもらう自治体が多い。計画の見直しは、自治体の担当者自らが関わり、その見直す過程に価値がある など

【補足説明(主なもの)】

- 地域防災計画の策定、見直しに当たっては、時系列災害対応の明示、災害対応業務の優先順位の設定、数値目標の設定など、実効性ある計画の策定、見直しを行う必要がある。

【参考事例】時系列の災害初期対応を明記した地域防災計画(震災対策編)(新潟県、兵庫県伊丹市)

「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」の策定～避難準備完了時間を設定した対策～(和歌山県)

IV 災害予防等

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結の推進がなされていること。

また、国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受け入れについても、受援計画等について検討、整備が行われていること。

(1) 検討会委員からの意見

地方公共団体間における相互応援

- いかなる事態が起きても、あるいは想定外のことが起きても、行政、防災機関はきちんと対応できるようにしなければいけない。そのために一体何が必要なのか。施設整備などのハードだけではなく、訓練や協定締結などのソフト対策なども含め、しっかり今回見直すことが大切である。
- 遠野市、一関市など内陸部市町村による被災沿岸市町村への後方支援の取組事例も参考となる。

(2) 補足説明

各地方公共団体における相互応援協定の締結状況

- 阪神・淡路大震災を契機に、全国的に広域防災応援協定の締結が進んだほか、平成7年12月に災害対策基本法の一部が改正され、同法第8条第2項第12号において、国及び地方公共団体は相互応援に関する協定の締結に関する事項の実施に努めなければならないこととされている。
- 防災に係る相互応援協定を締結している市町村は年々増加傾向にあり、平成22年4月1日現在で、全1,750団体のうち1,571団体であり、そのうち、他の都道府県の市町村との協定締結市町村数は、820団体となっている。

【参考】市町村間の相互応援協定の締結状況（平成22年4月1日現在）

- ① 市町村間の相互応援協定締結市町村数
1,571団体（全体の89.8%）←平成19年4月1日 1,471団体（80.5%）
- ② ①のうち、他の都道府県の市町村との協定締結市町村数
820団体（全体の46.9%）←平成19年4月1日 794団体（43.5%）

- また、都道府県の防災に関する応援協定の締結状況についても、平成 22 年 4 月 1 日現在で、全国知事会による全都道府県が参加する応援協定を含めて、30 件の協定が締結されているところである。

東日本大震災における協定等に基づく応援の状況

- 東日本大震災発生時においても、相互応援協定に基づく被災地に対する応援は、全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」をはじめとして、全国の都道府県、市町村により実施された。
- 人的支援については、全国の市町村から、全国市長会、全国町村会の協力を得て、平成 23 年 8 月 10 日現在で、主な被災 3 県の被災市町村を中心に 1,279 名の職員の派遣が行われている。また、都道府県による支援についても、全国知事会が被災県からの要請に基づき、マッチングを行うなど、44 都道府県から主な被災 3 県を中心に職員の派遣が行われている。
物的支援については、全国知事会、全国市長会、全国町村会からも全国の自治体に対する支援要請を行っており、44 都道府県から飲料水、食糧のほか、衣類、簡易トイレ、オムツ・ティッシュ・石鹸等の衛生用品、ストーブ・毛布・使い捨てカイロ・防寒着等の防寒用品、衛星携帯電話・充電式ラジオ・医薬品・懐中電灯等の防災用品、自転車・トラック・給水車等の車両、原子力災害への対応資機材（防護服、防護マスク等）、その他様々な物品の支援が、主な被災 3 県を中心とした被災地に対して実施された。

【事例】岩手県遠野市の取組

岩手県市長会が内陸部等の 4 市を選定、後方支援の協力依頼のうえ、県内の道路事情等をも考慮のうえ、県内市町村の横軸支援を基本に県振興局単位をブロックとした支援体制を構築。当該ブロックを基本とした支援物資の集配、被災沿岸市町村への運搬等を実施。

特に、遠野市では、3 月 13 日に沿岸被災地を支援するため、「東日本大震災後方支援活動本部」を設置。3 月 28 日には後方支援活動を継続的に推進するため「沿岸被災地後方支援室」を市の組織として設置、専従職員 5 名を配置し、積極的に支援を行った。

	後方支援拠点市		支援ブロック (自治体名)
		拠点施設名	
1	久慈市	久慈市役所	【県北】 洋野町、普代村、野田村
2	盛岡市	旧農林中金盛岡支店	【県央】 宮古市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
3	遠野市	稲荷下屋内運動場	【県南 1】 釜石市
4	一関市	一関市役所	【県南 2】 大船渡市、陸前高田市

【事例】知事会・市長会・町村会の取組事例

団体名	全国知事会	全国市長会	全国町村会
発災時の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「被災県・応援県」の態勢を構築 ・3/12 知事会より都道府県へ「本部設置」、「支援の要請」、「物資の照会」の文書を発出、ブロック幹事県へ被害情報提供 ・3/13被災県からの物資、人材の支援要請を受け、全県FAX照会 ・3/14被災県からの生活物資支援要請を調整し、各県に搬送を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・3/12対策本部を設置 ・3/16応援要請と応援提供に係る専用掲示板（「緊急災害支援掲示板」）を設置し、物的支援を中心に被災市町村と全国の市区の橋渡しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・3/11「町村協力本部」を設置 ・3/14地震関連支援情報を町村会専用HPへ掲載開始（政府の支援策、被災町村からの物資要請等）
支援関係（人的）	<ul style="list-style-type: none"> ・発災当初は短期間の人的支援（避難所等における物資配給要員、避難者名簿の作成要員等）が必要（受援側も数日間に対応不能状態） ・一定期間経過後は、被災証明、応急危険度判定、義援金支給等の業務への人的支援が必要 ・人的支援の実績として、被災県からの要請人数702名に対し、知事会によるマッチング人数は632名、派遣可能人数照会結果は1,101名（3/23～4/21） 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災後、総務省、被災県及び全国町村会との協力により、被災市町村に対する職員派遣のためのスキームを構築 ・震災当初に実施した短期的な応援を中心とした職員派遣では、4/11時点で、673名の派遣要請に対し、約2,000名の派遣可能と申出あり ・短期的な応援では、罹災証明書発行、物資の管理、避難所運営への要請が多い ・震災の約3か月後には、総務省、被災県、都道府県市長会、全国町村会及び都道府県町村会との協力により、市町村行政機能の維持・回復、災害復旧・復興のための中長期的な職員派遣を実施 ・中長期的な職員派遣では、8/23時点で、157名の派遣要請に対し9割を超える数の職員の派遣が決定。事務職、技術職（土木、建築、電気等）、ケースワーカーへの要請が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は避難所運営や復旧事務関係の要請が多かった ・4/11時点での短期的な職員の派遣要請673名に対し、派遣可能数約600名 ・中長期的な職員派遣についても現在実施しており、要請職種は土木、建築等専門職種が多い
支援関係（物的）	<ul style="list-style-type: none"> ・当初「緊急性の高い食糧、毛布等の物資提供」が主なもの ・物的支援の実績として、コメなどの食料品、毛布等の生活用品、紙おむつなどの衛生用品、重油などの燃料を提供（3/12～4/19の実績を整理し報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害支援掲示板への物的支援に係る投稿件数（8/18現在）は、支援要請については延べ52市（4町3村）、応援提供については199市（1県） ・緊急災害支援掲示板において物的支援がなされた例としては、食料、飲料水、燃料、生活用品（毛布、衣類等）、衛生用品（マスク、紙おむつ等）、電化製品（テレビ、炊飯器等）、学用品（ランドセル、鉛筆等）、玩具等がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地より食料、飲料水、衣類（肌着、作業着等）、衛生用品（簡易トイレ、紙おむつ等）、毛布、石油ストーブ等の物資の要請が随時あり、3回にわたり全国の町村へ支援を要請 ・物資搬送は「知事会-自衛隊ルート」を活用することとし、全国の町村へ周知 ・夏場を迎えて扇風機の需要があり、全国の町村へ支援を要請（1か月足らずで希望数量を充足）

【事例】関西広域連合の取組事例

■ カウンターパート方式による支援

（3月13日の広域連合委員会で決定）

実現

迅速かつ機動的で継続性を持った責任ある支援

◆ 現地連絡所の設置

被災県	設置場所	設置時期	担当府県
宮城県	宮城県庁内	3月14日(月) 10:30	兵庫県、鳥取県、徳島県
	※ 3月20日に現地連絡所を現地支援本部に改組（気仙沼市、南三陸町、石巻市に支援本部を設置（3/20））		
岩手県	岩手県庁内	3月14日(月) 17:00	大阪府、和歌山県
	※ 4月1日より岩手県庁周辺のオフィスを借りて現地事務所へと拡充 ※ 5月9日より遠野市役所内に現地事務所を開設		
福島県	会津若松合同庁舎内	3月16日(水) 9:30	滋賀県、京都府
	福島県庁内	3月16日(水) 13:00	
	※ 福島県現地連絡所は原発事故の関係で設置時期が3月16日となった。 ※ 6月25日をもって福島県庁に連絡所を統合。		

■ 物資の送付（9月4日現在）

アルファ化米（約26万食）、飲料水（約46万本）、毛布（約64千枚）、簡易トイレ（約21千基） など

■ 職員の派遣（9月4日現在）

110人（累計44,714人・日） ※ピーク時387人/日 注：警察、消防、DMAT、市町村職員を除く。

■ 避難者の受入れ（9月1日現在）

1,045世帯2,776人（公営住宅等）

広域応援等の整備・推進、協定内容の具体化

- 東日本大震災の発生後も相互応援協定の締結が進んでおり、例えば、熊本県と静岡県との間で災害時の相互応援等に関する協定が平成 23 年 7 月 25 日に締結されるなど、遠隔地の地方公共団体間で協定が締結されたほか、既存の協定の内容について見直しを実施したり、新たに協定を締結しようとする動きもみられる。
- 広域防災拠点の整備や広域応援にも対応した物資・資機材等の備蓄を推進するとともに、応援の受け入れ態勢の整備や広域応援を含む防災訓練の実施等により、実効ある広域応援体制の整備を図ることが重要である。
- 大規模、広域的な災害に適切に対応するための広域防災応援体制、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等各般にわたる項目について具体的に定めておく必要がある。

受援計画の策定

- 災害時の応援等受け入れを想定し、受援計画を策定しておくことが重要である。

【事例】受援計画の策定例（四国 4 県広域応援協定に基づく愛媛県広域受援計画）

愛媛県では、大規模災害が発生した場合を想定し、他県から派遣される応援隊の受け入れについて「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」に基づき、愛媛県広域受援計画を平成19年2月に定めた。協定では、広域応援の種類について、「(1) 物資及び資機材の提供」「(2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与」「(3) 職員の派遣」「(4) 試験検査等の実施その他の役務の提供」「(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項」と定めている。

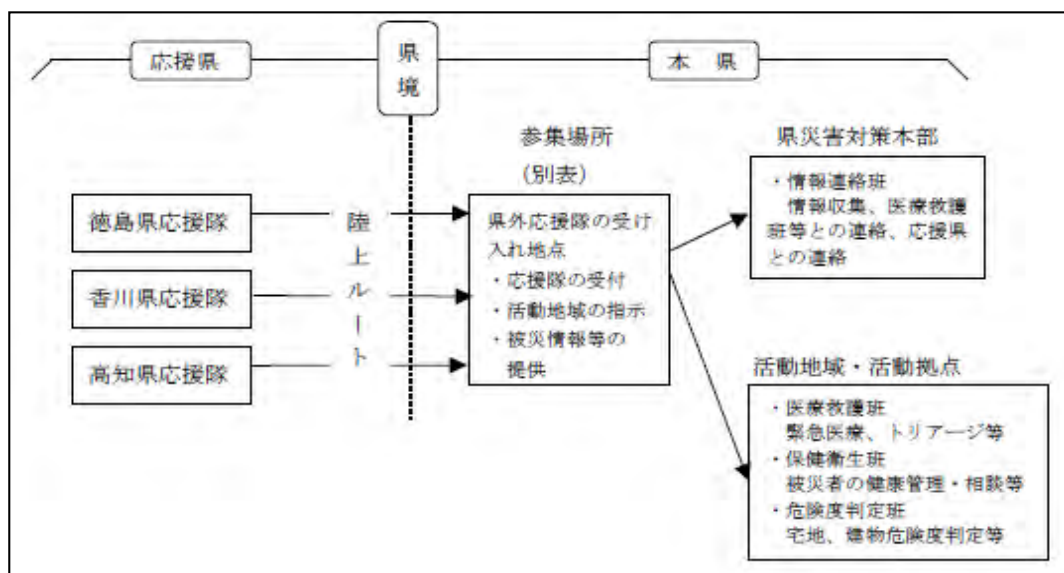


図 応援隊に係る県内への受け入れの流れ

⇒ 詳細は 236 頁参照

IV 災害予防等

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

【事例60】宝塚市（兵庫県）：阪神地区3市1町自治体と栗原市・登米市による被災地支援

宝塚市は、阪神・淡路大震災を経験した自治体が一丸となって支援することを目的に、西宮市、川西市、猪名川町と連携し、支援チームを結成した。これに平成20年6月に岩手・宮城内陸地震で被災した栗原市と登米市が参加し、南三陸町と女川町を支援する災害応援活動協定を平成23年5月21日に締結した。

支援チームを構成するこれらの地方公共団体は、南三陸町と女川町に職員を順次派遣し、復興計画の策定や介護認定業務などに当たった。また、栗原市と登米市は派遣職員の宿舎の確保や連絡業務を中心に、主に後方支援役として支援した。

【事例61】山元町（宮城県）：姉妹都市からの職員の派遣や物資の提供

東日本大震災で被災した宮城県山元町は、昭和63年（1988年）に北海道の伊達市と姉妹都市となった。伊達市は、山元町の他に、今回の震災で被災した、亘理町、柴田町、新地町とも姉妹都市の関係にあった。

伊達市では、震災後、姉妹都市への支援活動を行うため、発災から3日後の平成23年3月14日に「東北地方震災姉妹都市支援室」を設置し、山元町を含む4町に先遣隊の職員3人を送り、情報収集等を行うことを決定した。その結果、被害が最も深刻であると思われる山元町に支援組織を集中的に派遣することを決定した。



その後、20日には伊達市の職員13人に、伊達市赤十字奉仕団5名を加えた第1次派遣団18人が支援に出発した。

また25日には市職員6人と北海道職員3人の第2次派遣団が向かい、第3次派遣団として、市の職員2人に加え、伊達市の取り組みに賛同した近隣市町と北海道の職員で構成される計9人を派遣した。

伊達市ホームページトップ画面（出典：伊達市ホームページ）

IV 災害予防等

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

【事例62】大船渡市（岩手県）：鹿児島県大隅半島4市5町による被災地支援

鹿児島県の大隅半島に位置する4市5町（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）は、東日本大震災における被災地への人的支援を実施することを目的として、平成3月22日に復興支援チームを結成した。

復興支援チームの結成を周辺自治体に呼び掛けたのは肝付町であった。もともと大船渡市と肝付町は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の研究施設が立地されていることが縁となり、4市2町が交流を図るために設立した銀河連邦※に属する自治体同士であった。

銀河連邦に所属する各自自治体は、約25年間にわたって行ってきた、子ども交流や経済交流など、さまざまな交流事業を継続してきており、平成22年4月に「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定」を締結したことが、今回の支援のきっかけとなった。

※銀河連邦は、大船渡市、肝付町その他、大樹町（北海道）能代市（秋田県）、佐久市（長野県）、相模原市（神奈川県）、で構成されている。



支援情報を公開（出典：肝付町ホームページ）

IV 災害予防等

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

【事例 63】遠野市（岩手県）：被災地の後方支援活動

東日本大震災では、遠野市でも本庁舎中央館が全壊するなどの被害を受けたが、応急対応として、機能を西館に移し、市の災害対策本部を設置するとともに、沿岸被災地の後方支援のために、沿岸被災地後方支援室を設置した。これに伴い、直ちに沿岸被災地の被害調査を開始した結果、沿岸部の市町村の甚大な被害の状況を知り、震災から2日後の13日には、東日本大震災後方支援活動本部を設置することとした。その後、沿岸部の市町村の支援のために、食料や物資を送る活動を開始した。活動の実施にあたっては、これまで行ってきた訓練の成果が実り、自衛隊や遠野警察署、緊急消防援助隊、静岡県など全国からの支援部隊が続々と遠野市に集結するとともに、同市を後方支援の拠点として、迅速な支援を展開することができた。

遠野市では、平成19年に宮古市から陸前高田市までの沿岸6市町に声をかけ、「三陸地域地震災害後方支援拠点施設整備推進協議会」を設置し、翌年の平成20年には自衛隊、警察、消防、医療機関、地域住民などと合同で、約18,000人が参加する震災対処訓練などを実施して準備を行っていた。

今回、このような迅速かつ円滑な対応ができたのは、遠野市が災害時の支援拠点となるよう、自衛隊や消防、警察などの関係機関をはじめ、市民団体、民間企業などと連携・協力し、体制の整備を進めてきた成果である。



支援食料の炊き出し（遠野市提供）



稲荷下屋内運動場における物資の仕分け（遠野市提供）

IV 災害予防等

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

【事例64】関西広域連合（2府5県）：被災地への職員の派遣

関西広域連合では、地震発生から2日後の13日に、各府県の知事が集まって、岩手県、宮城県、福島県の被害の甚大な被災3県にそれぞれ担当を決めて支援を実施することを決定した。

これら被災3県への支援については、カウンターパート（対応相手）方式として、岩手県の支援には大阪府と和歌山県が、宮城県の支援には兵庫県と徳島県と鳥取県が、福島県の支援には滋賀県と京都府がそれぞれあたることを決めた。

関西広域連合の現地連絡員のメンバーとして、徳島県職員が先遣隊として、災害発生の3日後の3月14日に6人を宮城県に派遣し、情報の収集を担った。さらに23日からは、石巻市、気仙沼市、南三陸町の現地支援本部に15人を送り込んだ。第2陣は兵庫県職員45人と合同部隊で避難所の運営や支援物資の運搬、がれき処理などに従事した。

関西広域連合は、平成22年12月に、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の2府5県で発足した。都道府県域を超える広域連合の設立は全国初の取組であり、観光振興、環境保全、防災などで行政の効率化を図ると同時に、国からの権限移譲の受け皿機能を目指すこととしており、これまでの2府5県での連携による取組が、今回の震災での迅速な初動対応に繋がった。

【事例65】名古屋市（愛知県）：陸前高田市への支援活動

名古屋市では、陸前高田市からの支援要請に対して、各分野の専門家10名（岩手県庁派遣1名を含む）を派遣することを決定し、平成23年4月23日から活動を行った。

その後、5月12日には、第2陣として職員20人を陸前高田市に派遣した。第2陣の職員は会計、被災者支援、土地関係、農業振興、復興計画策定など幅広い分野の担当で構成された。

また、5月中旬には名古屋市役所内に「陸前高田産業支援デスク」を開設し、陸前高田市の産業復興の支援を行っている。その他に、陸前高田市の中学生を市民や企業からの寄附金によって名古屋市へ招待するなど、市民交流へと支援が発展している。

なお、名古屋市では、派遣された職員が陸前高田市への支援の様子や状況を「陸前高田市レポート-名古屋市奮闘中-」として、ホームページで掲載し、日々、内容更新をして情報発信を行っている。

IV 災害予防等

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

【事例66】愛媛県：受援計画の策定例（四国4県広域応援協定の基づく愛媛県広域計画）

愛媛県では、大規模災害が発生した場合を想定し、他県から派遣される応援隊の受入れについて「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」に基づき、愛媛県広域受援計画を平成19年2月に定めた。協定では、広域応援の種類（第5条）について、「(1) 物資及び資機材の提供」「(2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与」「(3) 職員の派遣」「(4) 試験検査等の実施その他の役務の提供」「(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項」と定めている。受援計画の内容については、以下のとおり。

1. 準備に関する記載内容

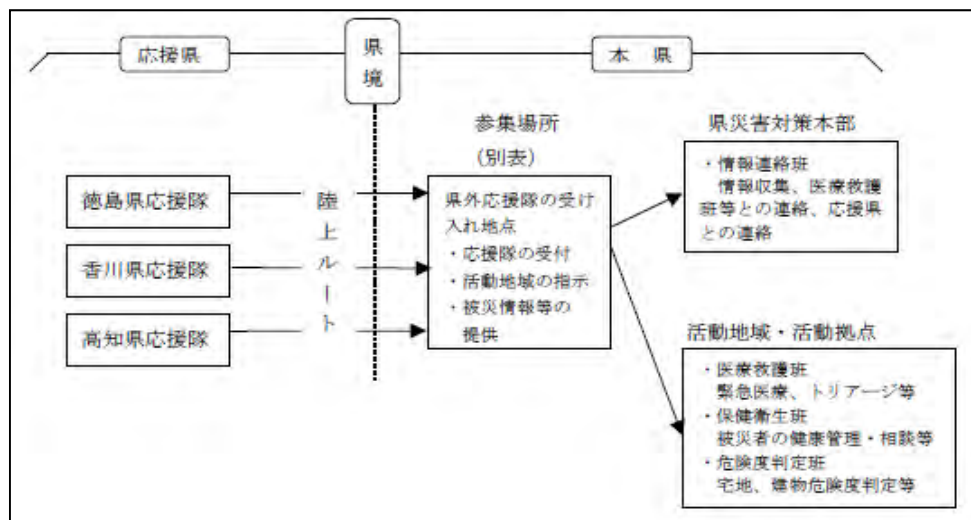
- ・ 応援等調整担当を県災害対策本部及び支部に設置し、活動地域の決定、連絡調整、後方支援等を実施。
- ・ その他、緊急輸送道路の道路パトロール、被害状況の収集、応援隊の受入準備等を実施。

2. 受入れに関する記載内容

- ・ 参集場所及び到達ルートを決め、参集場所へ要員を配置。
- ・ 緊急輸送道路確保のため、地方整備局・高速道路会社・県警などと連携して復旧・交通規制等を実施。
- ・ 宿泊施設や活動車両の駐車スペースを考慮して活動拠点を選定。

3. その他に関する記載内容

- ・ 参集場所や活動拠点へ誘導するための情報提供、活動拠点の開設及び報告。
- ・ 被災地における指揮命令（愛媛県知事の指揮により活動）。
- ・ 応援隊の活動地域の調整。
- ・ 県災害対策本部支部が主催する現地連絡調整会の開催（関係機関、他県応援隊、市町、県の合同による）。



応援隊に係る県内への受入れの流れ

IV 災害予防等

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

【事例 67】 岐阜県：岐阜県災害時広域受援計画

岐阜県では、大規模災害が発生した場合に想定される県外からの応援物資や警察、消防、自衛隊などの応援部隊の受け入れ体制について、効率的・効果的な災害応急対策の実施を図るため、岐阜県災害時広域受援計画を平成 17 年度に策定した。

受援計画の主な内容については、以下のとおり。

- 全市町村に応援部隊の活動拠点となる「活動拠点候補地」を 251 箇所指定。あらかじめ定めた活動拠点候補地から活動拠点を指定し、応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れ、効率的かつ効果的な救助・消火活動等の応急活動を実施。

<選定要件>

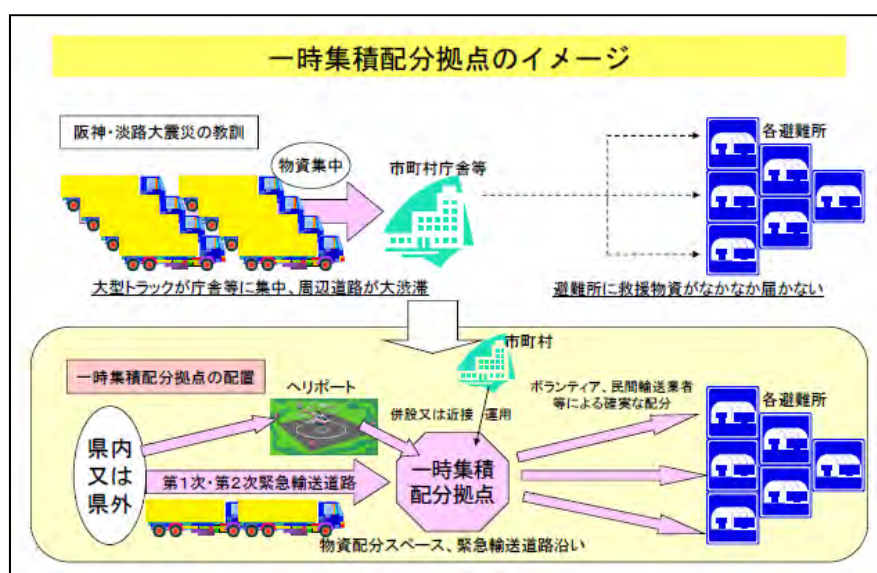
- ・ 緊急消防援助隊・広域緊急援助隊・自衛隊災害派遣部隊の活動拠点としてそれぞれ基準あり。
- ・ その他、非常用電源、市町村防災無線（非常用無線）、耐震性の確保、市町村災害対策本部から近い、第 1 次・2 次緊急輸送道路沿いの条件あり。

- 全市町村に物流拠点となる「一時集積配分拠点」を 119 箇所指定。緊急物資を迅速に避難所まで届ける手段として、阪神・淡路大震災の教訓から設置。

<業務>

- ・ 一時集積及び分類
- ・ 避難所等の物資重要情報の集約
- ・ 配送先別の仕分け
- ・ 小型車両への積み替え、発送

- 広域災害に対応するため「広域防災拠点」を 6 施設指定。



一時集積配分拠点のイメージ

IV 災害予防等

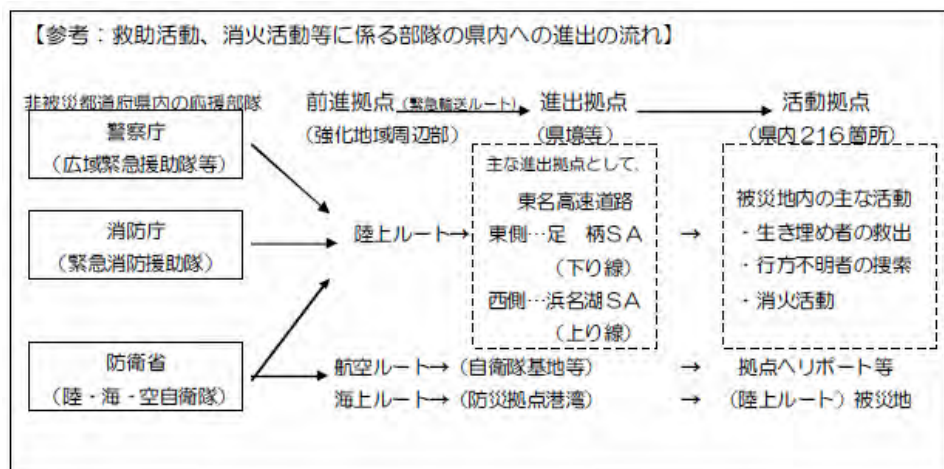
2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

【事例 68】静岡県：東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画

静岡県では、政府の「東海地震応急対策活動要領」及び「東海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」に基づく国の救助活動、消火活動等、医療活動、物資調達及び輸送活動に関し、同県が迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「静岡県広域受援計画」を平成 17 年 4 月に策定した（平成 18 年 10 月、平成 21 年 5 月修正）。

受援計画の主な内容（基本方針）については、以下のとおり。

- 警戒宣言発令時及び東海地震発生時等に、本計画に基づき速やかに国の応援を受け入れ、地震発生後に被害状況が判明した場合には、本計画にかかわらず、被害状況に応じて適切に活動内容を変更。
 - 本計画は、実動訓練・図上訓練等を通じた検証や国等の体制の変更に応じて、定期的に見直し。
 - 本計画は、警戒宣言が発せられた場合のみならず、突発的に東海地震が発生した場合の対応（県災害対策本部、市町災害対策本部の実施事項（情報収集・報告、当該地域の防災関係機関による救助活動等の実施等））を明記。
 - 国の現地本部（警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁含む）及び県とで調整会議を実施。
 - 進出拠点（足柄 SA、浜名湖 SA）や広域搬送拠点・広域物資拠点等における通信の確保。
 - 救助活動等が長期化した場合の応援部隊等の生活物資の確保に関して、国の現地本部と協議。
 - 臨時ヘリポートの開設、具備すべき条件の確保、使用方法、応急復旧、ヘリコプターへの燃料確保、民間の患者県内搬送用ヘリコプターの夜間駐機等について。
 - 航空機を利用した救出・救助活動、経費負担、全国知事会への応援要請 など。
- ※その他、個別計画として、「救助活動、消火活動等」「医療活動」「物資調達」「輸送活動」の計画を明記。また、それぞれの活動要領もあり。



救助活動、消火活動等に係る部隊の県内への進出の流れ

IV 災害予防等

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

【事例 69】海老名市（神奈川県）：災害時における広域応援部隊の受入に関する協定

海老名市では、地域防災計画に位置づけられている「広域応援部隊」（自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊）の受入について、被災地での円滑な救助活動などを行うことができるよう、あらかじめ活動の拠点となる施設等について民間会社と「災害時における広域応援部隊の受入に関する協定」を平成 10 年 4 月 3 日に締結した。

協定の主な内容については、以下のとおり。

- 阪神・淡路大震災を契機に、神奈川県では「広域応援部隊」（自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の 3 部隊）を確立して「地域防災計画」に明記、海老名市でも「広域応援部隊」の県に対する要請を「地域防災計画」に明記。
- 神奈川県において、3 部隊の受け入れ施設選定作業を行うよう市町村に指示。選定基準は以下のとおり。
 - (1) 部隊の進入経路を決定する際に重要になる緊急交通路や緊急輸送路へのアクセス状況
 - (2) 受入施設は、避難所に指定されていないこと
 - (3) 県立施設、市町村立施設のみならず民間施設の活用を図る
 - (4) 部隊の編成は、各隊 100 人程度、活動期間 2 週間程度、車輛を伴うもの
- 海老名市では、市内の公共施設は既に避難所に指定されているなど受入施設として困難であったため、民間施設を検討し、施設管理者と協議の上、協定を結んだ（海老名プライムタワーを管理する（株）海老名第一ビルディング及び（株）サン・ライフ（ザウイングス海老名）結婚式場との協定）。

部隊ごとの受入施設一覧

部隊名	受入施設
自衛隊	海老名運動公園（野営） 〈市立運動公園〉
緊急消防援助隊	ザ・ウイングス 〈民間施設 総合結婚式場〉
広域緊急援助隊	海老名プライムタワー 〈民間施設 貸事務所〉

※自衛隊とは県が締結

1. はじめに

- 東日本大震災において消防団は自らも被災者であったにも関わらず、水門等の閉鎖や住民の避難誘導、救助活動などを献身的に行った。
- 一方で、活動中に多数の犠牲者が生じた。(死者・行方不明者254名(うち公務中198名))
- 検討会では、「住民の安全を守るという消防団の任務」と「消防団員の安全確保」という2つの命題を達成すべくその方策について議論。

2. 東日本大震災における消防団の活動と消防団が果たすべき役割

(1) 最初から最後まで

消防団は地域に最も密着した存在であるがゆえに、誰よりも真っ先に災害現場へ駆けつけ、そして最後まで活動することを余儀なくされる。

(2) 実に様々な活動に従事—地域コミュニティの核

住民の生命・身体・財産を守るという使命から必要とされるありとあらゆる業務に献身的に取り組んだところであり、まさに地域コミュニティの核というべき存在。

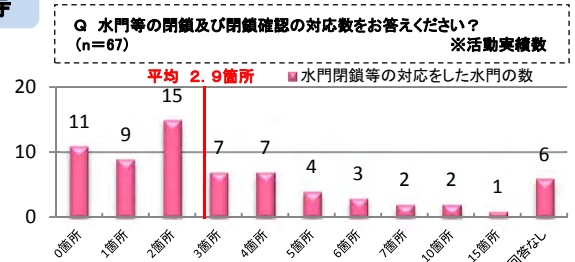
(3) 自助、共助、公助—地域の総合防災力向上における消防団の役割

郷土愛護の精神に基づく非常勤特別職の地方公務員からなる消防団は、公助の側面とともに、共助の側面も有している。常備消防、警察、自衛隊及び行政機関と自主防災組織や地域住民との間の「つなぎ役」、住民に対する「情報発信者」としての役割も担っている。地域の総合的な防災力を高めるために消防団が果たすべき役割は極めて大きくその充実が望まれる。

3. 東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等

(1) 消防団員に多くの犠牲が出た要因

- ① 想像を超えた津波
- ② 津波の最前線(危険が逼迫した状況での対応力を超えた任務)
- ③ 情報の不足
- ④ 地域住民の防災意識の不足



(2) 津波災害時の消防団員の安全確保対策

津波災害時の潜在的な危険要因をできるだけ排除。

津波災害にあつては、消防団員を含めたすべての人が「自分の命、家族の命を守る」ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ることがその後の消防活動において多くの命を救う基本であることを、皆が理解。

① 地震・津波の監視・観測体制の強化と津波警報の改善

- 津波予測、観測の充実強化等(巨大地震まで測定可能な国内広帯域地震計、沖合津波計の活用等)
- 津波警報の改善

③ 情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化

- 指揮命令系統に基づく情報伝達体制の整備
- 各隊への双方向の情報伝達手段の確保
- 情報伝達手段の多重化(車両を離れて活動する団員、参集途上の団員を考慮)

④ 消防団の装備及び教育訓練の充実

- 安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備について整備
- 安全管理マニュアルなどを消防団員に徹底するための訓練の積み重ね。国や都道府県は取組を支援

⑤ 住民の防災意識の向上、地域ぐるみの津波に強いまちづくり

- 市町村は、地域住民、自治会、自主防災組織などと一緒に地域ぐるみで具体的な避難計画を作成(消防団の退避ルールを説明)
- 市町村は、都道府県と協力しながら、避難路や津波避難ビル等の整備を促進

② 退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化

■ 退避の優先(津波到達予想時間が短い地域は退避が優先)

■ 津波災害時の消防団活動の明確化

関係機関や地域の協力を得て、消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限に

○ 水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担

○ 避難誘導活動等の最適化⇒住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづくりを促進

■ 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成

○ 退避のルールを確立。住民に事前に説明、理解

○ 指揮命令系統(団指揮本部→隊長→団員)の確立 指揮者の下、複数人で活動

○ 水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用

○ 津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動可能時間を設定。経過した場合は直ちに退避(「活動可能時間の判断例」を参照)

○ 隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令

(3) 消防団員の惨事ストレス対策

- 心のケアの専門家を派遣する事業(消防庁、(財)日本消防協会共同)等を実施。引き続き中長期的な視点を含めた対策を検討

4. 消防団の装備、教育訓練の充実

- 東日本大震災における消防団活動として救助や瓦礫撤去が多かったことを踏まえた装備と教育訓練のあり方について、検討を深めることとする。
- ポンプ車両などの装備についても、その更新が遅れているとの指摘もあり、団員の安全確保の面からも適切な時期での更新が望まれる。

<最終報告に向けて議論>

5. 消防団員の処遇改善及び入団促進等

- 東日本大震災の教訓を踏まえて、地域の総合防災力を高めていくことや、防災教育などの取り組みの強化が求められている。
- 消防団の処遇改善及び確保策の推進等については、これまでも多くの提言がなされており、それらも踏まえながらさらに検討を深める。
- 各委員より、「現場で活動している人たちに、それなりの補償なり、報酬なりがいくような処遇のあり方の検討が必要である。」「少子高齢化で、団員の補充がなかなか難しい。地方の特に田舎の消防団は、新入団員の確保が難しい。」等の意見。

<最終報告に向けて議論>

6. 住民の防災意識の向上

- 消防団員の活動時の安全を確保する観点からも、また、住民の命を守るためにも、住民の防災意識、率先避難の意識の向上を図っていくことが重要。
- 消防団が果たすべき役割、これまでの少年消防クラブの取り組みなどを踏まえた学校との連携等についてさらに検討。

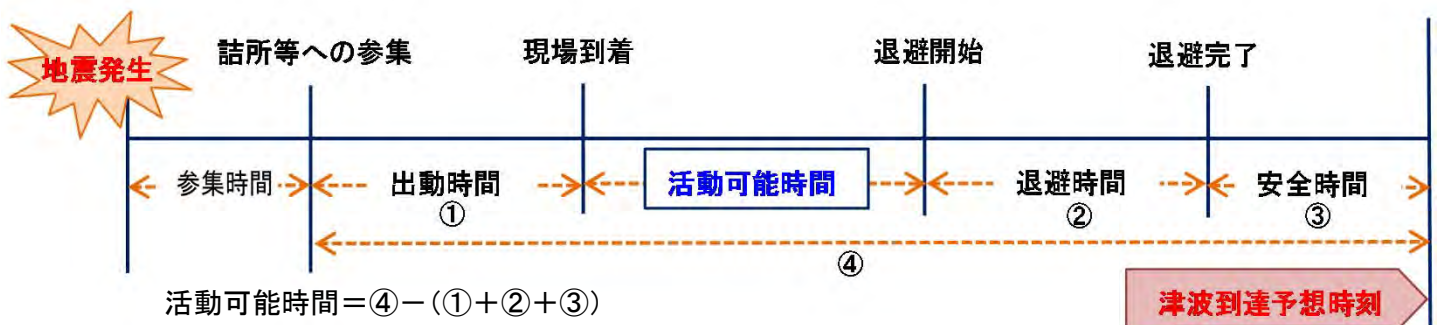
<最終報告に向けて議論>

7. 最終報告に向けて

- 国、都道府県、市町村、消防団、地域住民は、それぞれの立場で地域における防災・減災に取り組んでいかなければならない。
- 本中間報告を参考に各地で取り組みが進み、津波災害において、より多くの住民の命が救われるとともに、消防団員をはじめとする防災事務従事者の活動中の犠牲が発生しないことを期待。
- 本検討会は、引き続き消防団の充実に向けて、活動環境の整備などの消防団への入団促進等、活動に相応しい処遇改善、消防団による広域応援、消防団と自主防災組織等との連携強化、防災教育への取り組みなどについて、検討を深めていく。

活動可能時間の判断例

<活動可能時間が経過すれば活動途中でも退避>



※1 詰所が津波浸水想定区域内にある場合は、参集場所について要検討。

※2 海岸付近に勤務している消防団員は、詰所等へ参集せず水門等に直行する場合があります。

※3 浸水想定区域内においては、震源によっては、津波到達までに時間がないことも想定され、水門等の閉鎖を放棄し、自らの退避と住民の避難誘導等を優先する。

津波災害時の過重な消防団活動

1 活動の明確化

①水門・陸閘等の閉鎖活動の最小化

- 必須ではない水門等の廃止
- 水門の半開化・遠隔操作化・自動化の促進、非常用電源設備の整備、施設の耐震化
- 常時閉鎖（コンクリート閉鎖、施錠、利用時開放の徹底）
- 自動浮揚式陸閘の導入、階段、スロープの設置

②避難誘導活動等の最適化

- 住民の率先避難の周知・徹底
- 避難路、避難階段、緊急避難場所の整備、津波避難ビルの確保
- 地域ぐるみの具体的な避難計画の作成
- 防災行政無線や防災ラジオ、エリアメールなど住民に対する多様な情報伝達手段の整備、確保

<国等の取り組み>

- 地震・津波の監視体制の強化
- 津波警報の改善
- 水門等の廃止・遠隔操作化 等

<地域の取り組み>

- 地域ぐるみの避難計画
 - 津波に強い地域づくり 等
- <住民の防災意識の向上>

負担の軽減

2 活動・安全管理マニュアルの整備

- 指揮命令系統の確立
- 退避ルールの確立
（※津波到達までの予想時間が短い地域においては、退避を優先。住民への説明、理解）
- 単独行動の原則禁止
- 津波到達予想時刻等に基づく活動可能時間の設定
（※警報の内容、地域の状況によっては、水門等の閉鎖は放棄し、自らの退避と住民の避難を優先）
- マニュアルの住民への周知と理解促進の取り組み
（※消防団員も住民と一緒に率先避難する場合がある。住民への説明、理解）

安全性の向上

3 情報伝達体制の整備と手段の多重化

- 情報伝達体制の整備（団指揮本部 → 隊 → 団員）
- 常備消防等との連携
（※団指揮本部に団長等が到着するまでの間の消防吏員、市町村職員による情報発信の代行等）
- 各隊への双方向の情報伝達手段の確保
- 参集途上の団員や単独行動を余儀なくされた団員への情報伝達を考慮した情報伝達手段の多重化
- 装備の充実

安全性の向上

<教育・訓練>
技術の向上・課題の抽出

訓練の反復・検証

「消防団の任務」と「団員の安全」の両立